

令和4年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和4年7月28日（木）午後3時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 環境水道部長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 役員を選出
- 6 議事
 - (1) 本市のごみ排出量の現状について 別紙1
 - (2) 令和4年度の主な取組みについて 別紙2
 - (3) その他報告事項
今後の審議会の予定について
 - ・第2回審議会 令和4年11月中旬
 - ・第3回審議会 令和5年3月中旬
- 7 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	備考
フジタ マコト 藤田 允	磐田市自治会連合会	継続
アンマ ミエ子 安間 美恵子	消費研究グループいそじ会	再任
シラカワ サナエ 白川 早苗	シニアクラブ磐田市	新規
ナガイ さえ子 永井 さえ子	いわた消費者協会	新規
イマイズミ カヨ 今泉 佳代	磐田商工会議所	継続
ミヤチ ヒロシ 宮地 浩	磐田市商店会連盟	継続
アダチ リョウタ 足立 良太	遠州中央農業協同組合	新規
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	継続
フタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	継続
ネツ ヤスヒロ 根津 康広	磐田市議会	継続
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	継続
アイバ クミ 相羽 久美	公募	新規
ミヤタ ノブオ 宮田 伸生	公募	新規
タマキ リョウタ 玉木 良汰	公募	新規

<参考：事務局>

サギサカ マサカツ 匂坂 正勝	磐田市環境水道部長	
オオタ カズヨシ 太田 和良	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
スズキ ノリユキ 鈴木 法之	磐田市環境水道部ごみ対策課長補佐	
ヤマウチ カツヒロ 山内 克浩	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	
タナカ マサヒロ 田中 将博	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

一般廃棄物処理計画関係法令

磐田市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年度から令和13年度)

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして令和3年度に策定しました。一般廃棄物(ごみ・生活排水)の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものです。

(2) 磐田市一般廃棄物処理実施計画 (令和4年度)

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定しています。

1 本市のごみ排出量の現状

(1) 一人一日あたりのごみ排出量

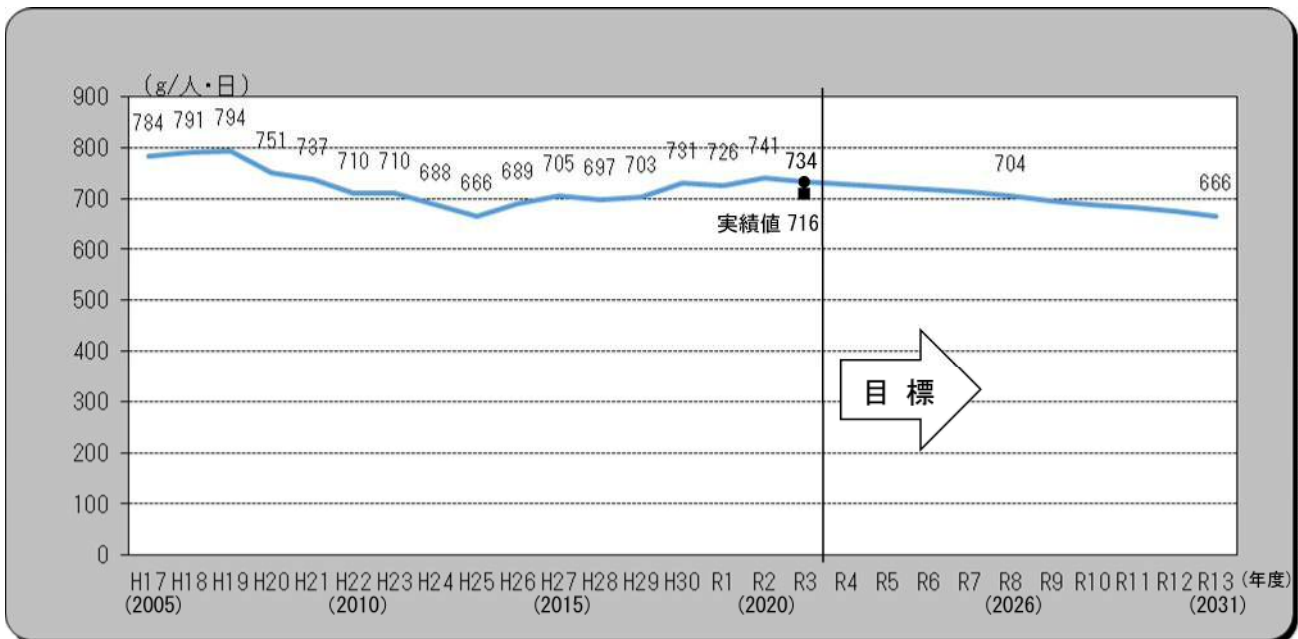
① 目標値

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国、県内でも上位の少なさであるが更なる削減を目指す。

本目標値は、第2次磐田市総合計画後期基本計画における目標値として位置付け、国や県の目標値との整合を図り、本市における令和2年（2020年）度実績の741gから10%減の666gとする。

令和2年（2020年）度 実績	令和8年（2026年）度 中間	令和13年（2031年）度 目標
741 g	704 g	666 g

10%減



② 本市における一人一日あたりのごみ排出量の定義

一人一日あたりのごみ排出量 (g)	$\text{ごみ総排出量 (kg)} \div \text{総人口 (人)} \div 365 \text{日} \times 1,000$
-------------------	---

③ 実績

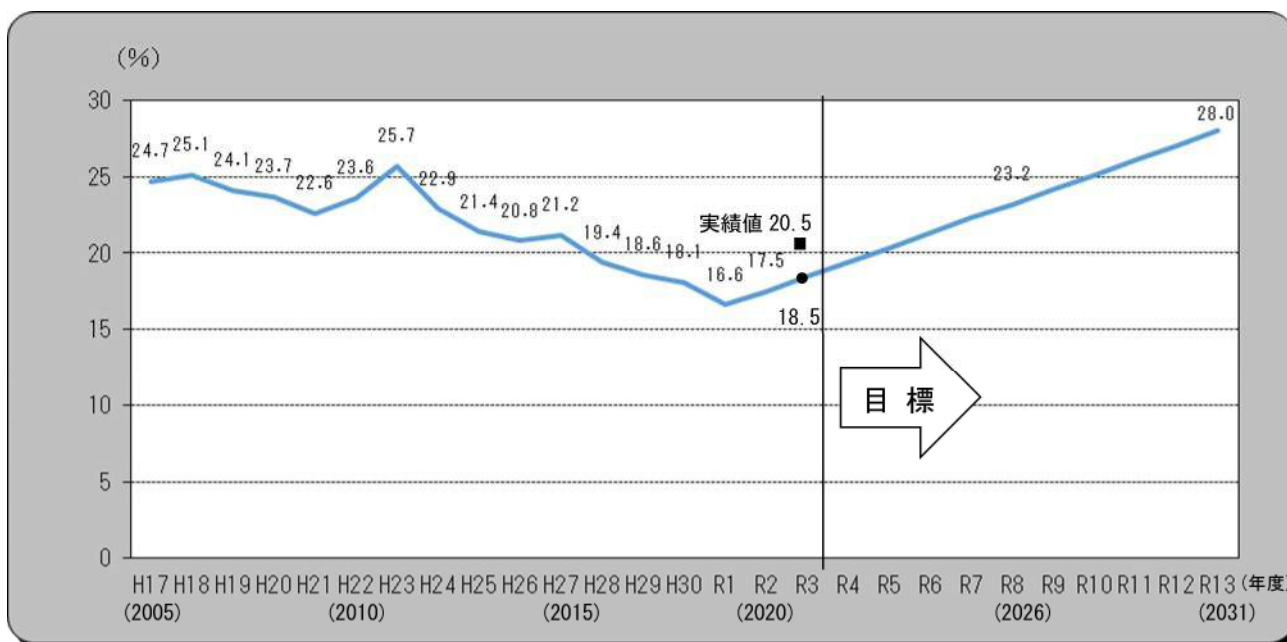
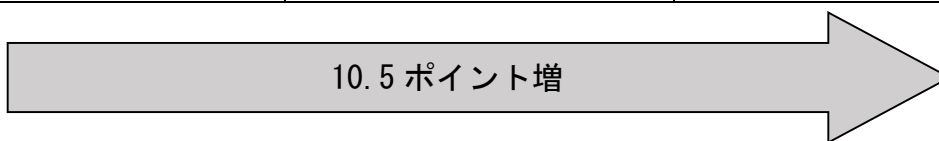
令和3年（2021年）度の実績は、716gとなった。コロナ禍において増加した家庭ごみの排出量が落ち着きつつあるが、引き続き、ごみの減量に向けて可燃ごみに含まれる生ごみの削減と紙類の再資源化を啓発していく。

(2) 資源化率

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年(2025年)度までに28%以上(平成30年(2018年)度から8ポイント増)にする目標が設定されている。本市においても、国の目標値との整合を図り、本市における令和2年(2020年)度実績の17.5%から10.5ポイント増の28.0%とする。

令和2年(2020年)度 実績	令和8年(2026年)度 中間	令和13年(2031年)度 目標
17.5%	23.2%	28.0%



② 本市における資源化率の定義

資源化率 (%)	$\frac{(\text{資源化物量} + \text{古紙等資源集団回収及び拠点回収量} + \text{焼却灰資源化量})}{(\text{ごみ総排出量} + \text{古紙等資源集団回収及び拠点回収量})} \times 100$
-------------	--

③ 実績

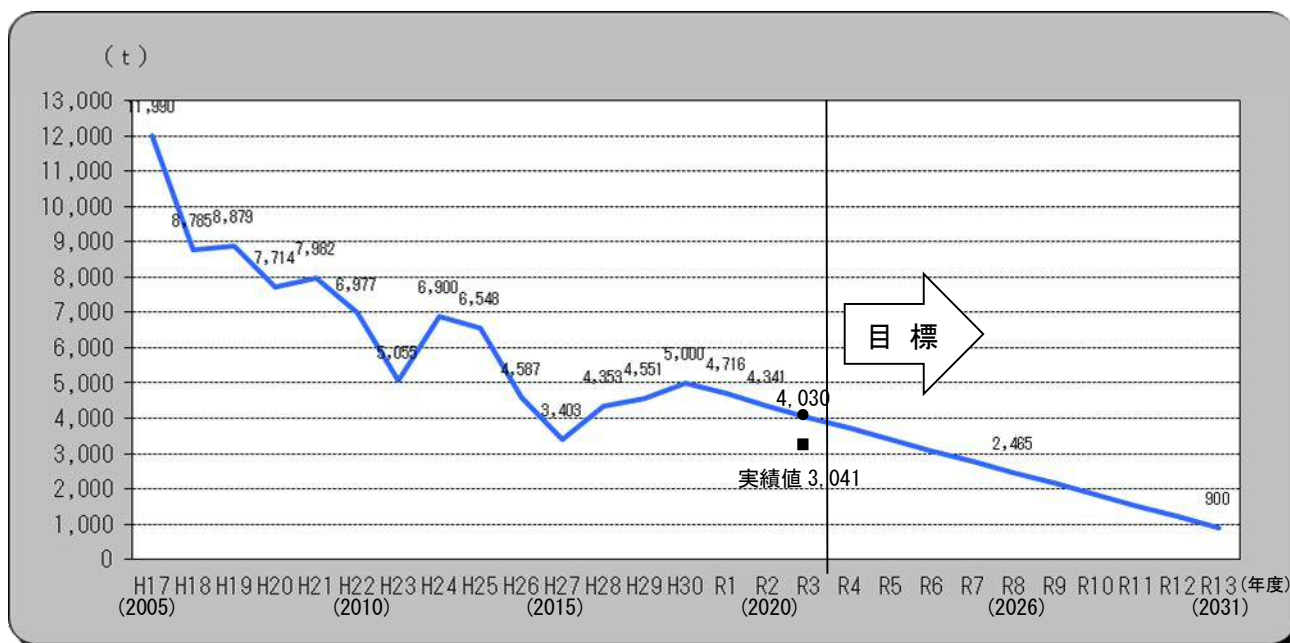
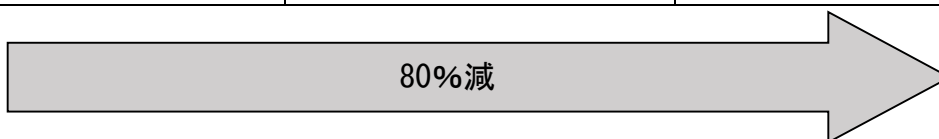
令和3年(2021年)度の実績は、20.5%となった。磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化により、資源化率が増加したが、更なる資源化促進のため、資源化品目や手法の調査を引き続き進める。

(3) 最終処分量

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成30年(2018年)度に対し、令和7年(2025年)度において最終処分量を約17%削減する目標が設定されている。本市においては、本計画期間中に焼却残渣(焼却灰)を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和2年(2020年)度実績の4,341tから焼却残渣(焼却灰)3,251tを除いた1,090tに対し、約17%減の900tとする。

令和2年(2020年)度 実績	令和8年(2026年)度 中間	令和13年(2031年)度 目標
4,341 t	2,465 t	900 t



② 本市における最終処分量の定義

最終処分量 (t)	直接最終処分量 (ごみ収集による埋立ごみ量+自己搬入による埋立ごみ量) + 焼却残渣量 + 処理残渣量 ※本計画から国の指針に合わせ、焼却残渣量と処理残渣量を加えた。
-----------	---

③ 実績

令和3年(2021年)度の実績は、3,041tとなった。磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化により最終処分量が減少したが、民間委託による安定的な処理に向けて、処理先や搬出方法について、引き続き検討を進める。

2 令和4年度の主な取組み

(1) 食品ロス削減に関する取組み

「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和3年度に実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の応募数が約4,200通と好評であったため、引き続き食品ロス削減の意識啓発を図るため、事業者及びいわた消費者協会と調整の上、実施する。(資料10～11ページ)



(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

啓発用100%紙製ファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民や事業所等に啓発する。



(3) 3Rの推進に関する取組み

① 雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。

実施期間：令和4年3月1日(火)～令和4年5月30日(月)

対象：市内在住の方(世帯単位での参加)

会場：市内リサイクルステーション5か所

記念品：しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個(先着530個)

参加方法：参加用紙を広報いわた2月号の紙面上に掲載して全戸配布



② 施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施する。

③ 広報いわた・市ホームページ等での啓発

ごみの分別やごみの減量等について、広報いわたや市ホームページ等で随時情報発信をする。

④ 10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)やプラスチックごみ削減、食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。

⑤ ごみ減量標語の募集

オール磐田でごみを減らすため、「ごみ減量標語」を市民から募集する。受賞作品は、令和5年度ごみ分別ガイドブック・ごみカレンダーに掲載する。(資料9ページ)

⑥ 生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。



⑦ 古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や古布、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

(4) ごみの適正処理に関する取組み

① ごみ分別ガイドブックの改訂

適切なごみの分別、出し方を啓発するため、ごみ分別ガイドブックを改訂し、全戸配布する。(日本語 74,000 部、ポルトガル語 4,000 部、英語 1,500 部、ベトナム語 1,000 部作成予定)



② ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの開設

排出環境充実を図るため、リサイクルステーションと市内 5 か所に日曜リサイクルステーションを開設する。

- ・リサイクルステーション開設日

月曜～金曜（祝日を除く） 8 時 30 分～17 時

- ・日曜リサイクルステーション開設日

日曜 9 時～11 時（毎週：磐田 第 2：福田 第 3：竜洋、豊岡 第 4：豊田）

- ・回収品目：プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル

廃食用油、蛍光管、乾電池、古着類、使い捨てライター

新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶

金属ごみ、ガラス、陶器、羽毛ふとん

※令和 3 年 3 月より回収品目に追加

小型充電式電池、ハブラシ、インクカートリッジ

※令和 4 年 2 月より回収品目に追加



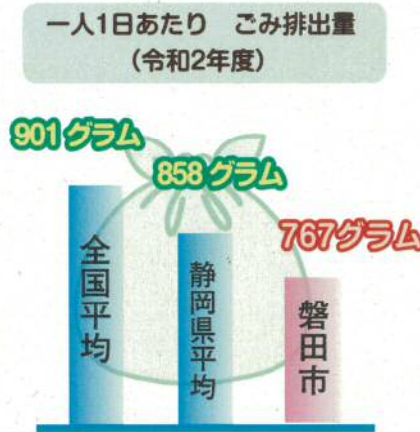
② 磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

オール磐田でゴミ減量！

☎ごみ対策課（磐田市クリーンセンター内） ☎ 0538-37-4812 FAX 0538-36-9797

磐田市は、市民・事業者の協力により、一人1日あたりのごみ排出量が全国、県内でも上位の少なきとなっております。



昨年、県内で初めて実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」には、4千通を超える応募があります。ど、ごみ減量の取組みが進んでいます。そこで、オール磐田でさらにごみを減らすため、「ごみ減量PR標語」を募集します。

参考 平成30年度受賞標語の例
「分別は 家族じゃなくて ぼくがやる」

ごみ減量PR標語を大募集！

■テーマ

- ごみを減らす工夫
- リサイクルの心がけ
- 食品ロス・プラスチックごみの削減

■部門

- ①小学生以下の部
- ②一般の部（中学生以上）

■応募資格

- 市内在住の方
- 応募作品は一人1点まで

■応募方法

- 市ホームページから電子申請
- 郵便はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、部門（①か②）、小中高校生は学校名・学年）を記入し、郵送でごみ対策課



(〒438-0061 刑部島301)へ

- 所定の応募用紙に記入して、ごみ対策課、環境課（西庁舎1階）、各支所に設置の応募箱へ投函するかFAX送信

■応募期限

令和4年9月13日(火) 当日消印有効

■審査

各部門3点、合計6点の優秀賞を選考 ※令和4年12月頃に結果を発表します

■表彰

- 表彰式にて、賞状と副賞のしつぺいエコバックキーホルダーを贈呈
- 受賞作品は令和5年度の「ごみ分別ガイドブック」「ごみカレンダー」に掲載



しつぺいぬいぐるみの中からエコバックが!!

■注意事項

- 作品は自作のものに限ります
- 作品は返却しません

ごみ収集作業員のマスク着用について

ごみ収集作業では、引き続き新型コロナウイルス感染防止に細心の注意を払いながら業務を行っています。

なお、気温・湿度の高い中での作業であり、熱中症防止のため収集作業員はマスクを外して作業する場合があります。ご理解をお願いします。

高井 子どもがまだ小さく、食べムラがあるので、残り物は家族のお弁当にしたりしています。あと、すごく意識したのが、昨年末に牛乳が大量に余るというニュースを多く目にしたので、意識的に牛乳を使ってコーンスープやシチュー、デザートをつくらしたりしました。

——全市的な運動として取り組んでいる「食品ロス削減キャンペーン」などについてどう感じていますか。

高井 「手前から取ってもらえるとうれしっぺい」のポップ掲示は、すぐに目に入って、すごく意識させられます。子どもが小さく、まとめ買いをすることが多いのですが、牛乳を2本買うときは、1本は手前から取るようにしています。

鶴藤 「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」は、私の周りでも、すごい反響で、パンフレットをどこでもらえるか聞かれたり、たくさんの方が応募しているようでした。とても盛り上がっていましたし、値引きされた商品を買うのが、少し恥ずかしいというような抵抗感もなくなったと思います。

小柳 私たちの店舗でも、キャンペーン開始前から問い合わせがあり、用意していたパンフレットもすぐになくなってしまいましたので、消費者の意識の高さを強く感じました。

足立 これまで消費者協会とも連携し

て、啓発活動を行ってきましたが、磐田市は、他の自治体と比べても、かなり本格的に取り組んでいるという印象があります。言葉だけでなく、実践し、形になっていると感じます。



キャンペーンパンフレット



「手前から取ってもらえるとうれしっぺい」の店頭ポップ

——今後、それぞれの立場で食品ロスやプラスチックごみ削減等に取り組んでいきたいことはありませんか。

高井 子どもに「食べ残しては駄目」と言うのではなく、どうして駄目なのかということ伝えて、自分の意識も変えながら、子どもの意識も少しずつ変えていくことが自分にできるかなと思います。

鶴藤 消費者協会としては、例年実施している店舗での啓発活動が、コロナ禍でできていませんので、今後も、市民の皆さんにより多く知っていただけるような努力をしなければと思っています。

小柳 レジ袋、ビニール袋の削減の取組について、私たちの店舗では、過去2年間で、約4万枚の削減につながっています。今後も消費者の皆さんと足並みをそろえて取り組んでいければと思います。

——「ゼロカーボンシティ」への取組を通じて、どんな社会（磐田市）になればよいと思いますか。

足立 私たちの世代が自分たちさえよければいいというのではなく、次の世代にきちんと残していけるような磐田市であつたらいいと思います。その第一歩として、小さなことからでも何か始められたらと思っています。

小柳 取組を通じて、事業者、消費者、消費者団体、行政が相互に協力し合っ

て弱い立場の方を助けたり、地域をよりよい環境に変えていけるような磐田市であつたらと思います。

鶴藤 私たちは便利さに慣れ過ぎていますけれど、ここで一度立ち止まって子どもたちに手渡す未来に責任を持たなければいけないと思います。

高井 磐田市としてCO2の排出を抑えることも大切だけど、吸収も増やせたいと思います。緑を増やすことで、ゼロカーボンに効果があるなら、市民の憩いの場として、そちらにも目を向けて欲しいです。

——取材を通して、皆さんが、身近な変化に目を向け、できることから地道に取り組んでいる様子や、将来の磐田市や子どもたちを思う真剣な思いが伝わってきました。今後も、こうした市民の思いに寄り添い、声に耳を傾けながら、市議会として、ゼロカーボンシティの実現に向け、真剣に研究、提案を行っていきます。

用語解説

※1 ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すことを公表した地方自治体のこと。

※2 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。

特集 ゼロカーボンシティへの第一歩

磐田市では「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた第一歩として、事業所、市民団体、消費者、行政が連携して、食品ロスとプラスチックごみの削減に取り組んでいます。今回、それぞれの立場の皆さんに、取組への思いや、思い描く磐田市の姿などについてお聴きしました。

(取材日：令和4年2月7日) (聞き手：市議会建設産業委員会 芥川栄人委員長、江塚学副委員長)



市民（消費者）
たかい あきこ
高井 安希子さん



遠州中央農業協同組合 園芸課
あだち りょうた
足立 良太さん



見付どっさり市 店長
おがの かつよし
小柳 勝義さん



いわた消費者協会 会長
いわた みほこ
鵜藤 美保子さん

—食品ロス等の問題について、日頃、感じていることはありますか。

鵜藤 率直にもったいないと感じます。日本では、毎日、国民一人当たりおにぎり一個分（年間約600万トン、東京ドーム約5杯分）を捨てていると聞くと、何とかしなければと思います。

小柳 私たちは、味はいいのに形に多少難があるだけで、出荷の規格外となり、食品ロスにつながってしまうことに心を痛めていました。その思いが、ファーマーズマーケットの開設につながっています。

—それぞれの立場で取り組んできたこと、現在、取り組んでいることを教えてください。

小柳 店舗で売れ残った食材をこども食堂や必要とされる家庭へ無償配布することで、食品ロスの削減につながっています。

足立 磐田市の特産品の海老芋ですが、親芋は食べられるのに大部分は畑で捨てられていました。そこで、これを「えび芋コロッケ」にしました。食材を加工することで、食品ロスの削減につながっています。

鵜藤 消費者協会は、10年ほど前から、マイバッグ運動やレジ袋削減の啓発に取り組んできました。食品ロスについても、理解を深め、問題意識を持っています。